

# ニュース・レター

NEWS LETTER  
Feb. 2006

vol.  
39

「雲を体とし水を心とし、平生消しつくす種々の心……」

〔繁野話第一巻より〕 宮城県古川市の田んぼにて



## CONTENTS

- ② 座談会「化学物質問題の現状とこれから」
- ⑧ 神山美智子・国民会議総会記念「食品の重金属汚染分科会」報告
- ⑩ 柳原 敏夫・遺伝子組換えイネとディフェンシン耐性菌の問題
- ⑫ 中下 裕子・課題を残したままアスベスト新法が成立
- ⑬ 安間 武・地球を汚染するテフロン化学物質 PFOS/PFOAの問題
- ⑭ 藤原 寿和・高濃度のダイオキシン類等の汚染に曝される住民や園児の健康は大丈夫だろうか！？

# 化学物質問題の現状とこれから

去る2006年1月12日、国民会議の四ッ谷オフィスにおいて、立川涼代表、神山美智子副代表、中下裕子事務局長、田坂興亜常任幹事、藤原寿和常任幹事の5人の方々により、化学物質問題の現状とこれからのテーマに座談会が行われました。また、当日都合により欠席された森千里副代表から、同じテーマでコメントをいただいていますので、あわせてご覧下さい。

出席者	
国民会議代表	立川 涼
国民会議副代表	神山美智子
国民会議事務局長	中下 裕子
国民会議常任幹事	田坂 興亜
国民会議常任幹事	藤原 寿和

## 予防原則かリスク論か

立川 僕の関心は昔から化学物質にあって、だからダイオキシン・環境ホルモンもあくまでそれを化学物質の代表として考えるわけで、それだけに限定は



01.12.2006

しないし、それだけではいけないと思う。今からは、極めて大胆に簡略化した話をするけれども、問題は予防原則かリスク論かだと僕は思っている。リスク論というのは、リスクと便益がわかるという前提で、これはアメリカや日本のやり方。予防原則はEUが中心に

なる。この2つの手段には、EUでは国民や消費者を見て政治が行われているが、アメリカ・日本は、供給者側・産業側を見て仕事をしているという大きな違いがあると思う。だから、リスク論というのは科学的議論としてだけみてはいけないわけで、その発生の歴史、社会的な背景も考慮に入れた上で、リ

スク論と戦わなくてはいけないと思っている。大変荒っぽく言うと、このへんを僕なりの物差しにしているんです。

神山 私の関心の中心は20年くらい食品です。最近では、わけのわからない、植物や微生物が作り出す抗菌物質などの利用がブームになってきています。保存料不使用とか着色料不使用といって、代わりに、どこかの微生物から取ってきた抗菌物質を入れるというように、はっきり分かっていた合成添加物などから、はっきり分からなくて何だか怪しそうなものに移ってきているということが非常に恐ろしい気がします。生物の世界は、人間が作り出すこともコントロールすることも不可能ですね。そこに遺伝子操作という問題も関わってきています。

今私は遺伝子組換えをしたイネの野外実験の禁止を求める裁判をやっていますけれども<sup>(注1)</sup>、ここではディフェンシンという生物の免疫の根幹に関わる抗菌ペプチドを作り出す遺伝子をカラシ菜から採ってきてイネに入れるということをする。しかも、イネに入れた遺伝子が作るディフェンシンがイネから外にでていかないという実験も事前にはしていない。微生物の専門家は、もしディフェンシンが田んぼの水に流れていってそこで耐性菌ができてしまったら、

それこそこの世の終わりになってしまう恐れがないわけではないと言っていますが、実験を強行している側も裁判所も、そういうことにまったくセンスがない。去年、高裁で仮処分の却下決定が出ましたが、裁判官の判断は「ディフェンシン耐性菌が出る恐れは単なる杞憂に過ぎない」というものでした。化学者でも微生物学者でも植物学者でもない裁判官が、「杞憂に過ぎない」という判断をごく無造作に出す、わからないこと、消費者側・一般市民側で「危険だ」ということの証明ができないことは止められないという考え、予防原則でもなければリスク論でもない「リスクを測りようがないからそれは無いに等しい、杞憂だ」という考えがどんどん広がっていくというのは、非常に恐ろしいことです。

中下 科学技術の負の側面をいかにしてコントロールするかっていうことですね。ナノテクノロジーについても、EUやアメリカでは、問題点をかなり議論し、報告書が出たりしているのに、日本ではほとんど議論がなされていないですからね。やはりその辺が、化学物質に対するリテラシーというか、そういうものが社会の中で欠落しているなあとつくづく思います。ダイオキシンとか環境ホルモンの問題にしても、当初はワッと飛びつくけれども、それがさほど危険ではないと思ってしまうと、本当は質の異なる危険性があるにもかかわらず、関心がシューと萎んでしまうというところにつながっていると思います。一般に化学物質といってもなかなか興味を持たないのが普通なので、ダイオキシン、環境ホルモンというのを一つの切り口にして、そこから入っていくというのはやむを得ないかなと思います。

今、ダイオキシンとか環境ホルモンがほとんど報道されなくなったために、逆におかしいなと思っている人達も一方でかなりいることは確かなんです。だから私は逆にこれはチャンスだと思うんですね。こういう中で、私達がどれだけ最新の研究成果に関する質の高い情報発信ができ、情報リテラシーを身に付けた市民へと共に育っていくかということがこれからの課題かなと思っています。

化学物質に関して言うと、個別の問題ではなくて、全体にどう網をかけるかというのが非常に大事なことで、EUではREACH<sup>(注2)</sup>という、これまでの化学物質政策を抜本的に変革するような法案が議会

を通りました。日本でもこのような改革を実現させていかなくてはならない。そのためには、縦割りを排した、総合的な、予防原則に立脚する化学物質管理を日本で実現させるような動きを国民会議としても推進していきたいと思っています。

## ダイオキシン問題の今

藤原 私は20年来、化学物質の総合的な制度、総合基本法のようなものを作らなくてはならないということでライフワークのように取り組んできました。



総合基本法というのは一つの法制度の仕組みですが、これをつくるためには、化学物質による汚染と被害の実態について、疫学調査も含めてしっかりとした調査がなされなければならないのですが、日本ではこれが全くできていないので、被害が顕在化することもでき

ない。ダイオキシンについてもまさにそうです。いまダイオキシン問題の報道は下火になっています。確かに現象的には焼却炉の数は大幅に減っていますし、大気の汚染は減ってきていることは間違いなしだと思います。しかしそれで問題は解決するわけではなく、今まで排出されたダイオキシンによる影響がこれから出てくるのです。たとえば廃止になった廃棄物焼却炉が放置され雨ざらしになっているというようなストック汚染の実態の把握と、それがどういう風に国民に経代的に影響を及ぼすのかについては全く手がついていないのです。これは国・行政側の責任だと思っているので、ダイオキシン問題はまだ終わっていないよということをどうやって国民会議として一般の市民の方と行政に対して訴えて行くかが大切だと思っています。

田坂 焼却炉で何でもかんでも燃やしてしまうという日本式のやり方は、ここ数年来アジアでも問題になってきています。例えば、焼却炉のメーカーが、バンコク、クアラルンプール、ソウルとかに、ODAの長期の融資制度を使って、100億円を超える焼却



炉の導入をどんどん図るといことが行われつつあります。台北には、日本のメーカーが造った最新の焼却炉があり、水銀やダイオキシンもチャーコールで吸収しているから、その焼却炉から排気されるダイオキシンのレベルは日本で目指している非常に厳しい基準を

クリアしている、と説明されています。ところが、吸着したチャーコールはトラックに積んで郊外に捨てている。さらに、捨てた場所のダイオキシン濃度の測定はしていないそうです。また、今回、東京都が、焼却灰をエコセメントという形にすればほとんど無害になるとして推進しようとしています。産業廃棄物はバーゼル条約によって輸出ができないのですが、エコセメントという製品にしまえば輸出ができるわけで、これは重大な問題だと思うのです。日本で作ったエコセメントをベトナムとかカンボジアとかのアジアの国々に輸出するといことが十分に考えられます。

このように、昨今、ダイオキシンの問題について国際的にも市民がほとんど知らされなくなった状況のもとで、着々と事態は動いています。「ダイオキシンでは人は死なない」とか、「ダイオキシンについては一定の人達が騒ぎすぎただけだ」とかのバックラッシュが今すごい勢いで始まっている。そういう中で行われつつあることに、私は非常に危機感をもって、私自身は少なくともこれを海外に知らせるということを徹底的にやろうと思っています。国際的にまともな環境団体と手を組んで、日本でどのようなことが起こっているのか、またどのようなことが起こる可能性があるのかということについての情報を流しながら、国内でも、ダイオキシンは過ぎ去った問題であるとか、問題にしすぎたのだとかいうような大変な勢いのキャンペーンに対して、きちんとした対応をしていくことが、国民会議としての早急の課題だと思います。

立川 最近マスコミがダイオキシン問題をあまり書

かないという点だけれど、マスコミにとっては鮮度が大事で、重要な社会問題であっても持続的には記事にしにくいからね。僕は、今はちょっと異常だけれども、もう少し時間が経過すればまた少しマスコミの雰囲気は変わってくるだろうと思う。

もう一つ、社会における科学、あるいは科学者の責任といことが世界的に求められるようになって思います。科学者の社会的責任といことが、改めて研究者の中で真面目に考えられている。しばらく我慢してやっていけば状況は変わると思う。役所の内部からでさえ、「我々はどこを向いて仕事をしているのか、供給者側ばかり向いて仕事をしていないか、もう少し国民・消費者側を向いて仕事をしないと存在意義が疑われる」などという批判が出てきています。健全な芽がほつほつ出始めていると思う。だから、そろそろいろんな形で巻き返していく、まともな方向へまた変わってくる時期だと僕は思っている。

藤原 私が担当してきたダイオキシン委員会をまた今年立ち上げて再開したいと思っています。来年2007年にダイオキシンの国際会議が東京であるものですから、それを受けて、今年はまだダイオキシン中心でやっていく必要があるのかなと。

## 子どもと化学物質問題

中下 それから、国民会議としては、新しい子どものプロジェクトを進めていこうと思っています。黒田洋一郎先生にお話をいただくなどして<sup>(注3)</sup>、発達障害や子どもの異常行動のベースに化学物質問題があるのではないかといことがかなり認識されるようになってきました。そういう子ども達にどう接していけばよいのかといことと同時に、その原因を明らかにし、どうすれば未然に予防できるのかを考えていく。さらに、今、子どもの安全といことへの関心も高まっています。化学物質の分野から子どもの環境保健を考えるというだけではなくて、もっと幅広く子どもが健全に育っていくにはどういう環境が必要なのか、人間関係も含めてもっと広い視野から子どもの育つ環境はどうあるべきなのかといことを考えていけるいいチャンスだと思います。多分野のNGOなどと幅広いネットワークをつくりながら、新たな提言作りにも取り組んでいきたいと思っています。

神山 子どもといえば、少子化について、世の中の  
大勢は、社会の体制を整えて、お金を付けて、安心  
して生めるようにすれば、子どもが増えるという考



えですよね。でも、人  
間の体の方が生めなく  
なっているのかもしれ  
ないという感覚が、  
政府の少子化の問題  
をやっている人たち  
にないのでは？

立川 いまや子どもの  
一割が人工受精で生ま  
れているんだからね。

神山 未来の子どもた  
ちも、物言わぬ野生生

物も、皆含めて生きているものとして、生物としての  
権利、生き物としての幸福が守られるということが、  
国民会議の一番の目的だと思うので、私たちの  
生き物としての生き方が今おかしくなっていて、そ  
れが見直されなくてはならないということを多くの  
人たちにどうやって知ってもらうかが大事だと思  
います。

今のワン・フレーズ首相の下で、改革といえば良  
いことであるかのように言われていますが、改革に  
は良い改革もあれば悪い改革もある、ということ  
を冷静に話ができるような情勢をどうやってつくっ  
ていけるのでしょうか。

## 国民の政治的教養と市民社会

立川 少し厳しいことを言うと、こういう状況の中  
で行政も企業も学習し、新しい状況にそれぞれ対応  
してきているわけ。逆に国民の側がどれだけ不勉強  
だったか……。特に政治的な教養については、残念  
ながら落第している。正しい意味での政治教育は本  
当になされてこなかったから、色々な問題が起きた  
ときに一人ひとりが政治的な判断ができない。右肩  
上がりのときは政治的判断はいらなかったけれども、  
こういう大きな時代の転換点になると、一人ひとり  
の政治的な教養が物を言うわけ。こういう一番大事  
な時に、政治的な教養に乏しい人間が将来を決定し  
ているというのは、暗い話なんだけどね。つらいと  
ころだね。

神山 神野直彦東大大学院教授によると、国際競争  
力はスウェーデンが一番だそうです。スウェーデン  
は人間力を大事にすることによって国際競争力が一  
番になっているんだと。

立川 僕はだから、日本が学び、モデルにするなら  
EUだと思うね。今はアメリカのコピーばかりが多  
すぎる。

中下 昔からそうですよ。ヨーロッパの情報は全然  
来ない。皆アメリカばかり向いて。

立川 EUの動きなんかをもっと積極的に紹介して  
いくのも大事だよな。

神山 それでもアメリカは訴訟社会です。だから例  
えば消費者団体が弁護士を使って裁判を起こして勝  
ったりしていますが、日本はそれもない。アメリカ  
の方を向いていながら、実は消費者の権利はまっ  
たく保障されていない。政府はEUのような政府で  
はないというように、アメリカとEU両方の悪いと  
ころだけを取っている国だと思うので、政府がEU型  
になってくれるか、もしアメリカ型になるんだっ  
たら消費者にもアメリカ型の権利が保障されなけ  
ればならないと思います。

中下 でも、やはり市民社会の成熟度の違いでは？  
EUがそうだっていうのは、そういう市民社会にな  
るまでの歴史がある。市民社会の成熟には、民主  
主義の進展・進化が必要だと思うんですね。そして、  
それにはNGOの役割が重要です。国民会議もそ  
うした観点からの役割を自覚して活動していか  
ない。

立川 日本は非常に恵まれた気候とか自然でしょ。  
暮らしやすい状況だったから、余り先鋭な政治意  
識がなくても対処できた。グローバルの時代の中  
で翻弄されるようになってきたら、我々も政治の学  
習をしないとイケなくなってきた。だけど、これ  
は時間がかかるな。息長く考えないとしょうが  
ない。30年、50年単位の望ましい目標を明確に  
してね。それについて我々は今からどう実現す  
るかというように発想を変えないといけ  
ない。そういう話だと思う。

## 化学物質との付き合い方

神山 化学物質というのも、抽象的な化学物質で  
はなく、それぞれの人がイメージする化学物質  
から入っていけば良いと思います。「あっ、これ  
も化学物質問題なのか」というところから始  
まって、それが

どうやって自分たち人間の幸福や生態系などにつながっていくかを納得していくということじゃないでしょうか。

**立川** 僕は昔から化学物質は必要と考えているわけね。社会システムとしても巨大技術としても必要だと。だからこそ、安全問題が大事だという立場なんですね。化学物質を否定することはできない。それは賢明なことではないね。賢く使うのが大事ではないか。

**中下** でも、使いすぎではないですか。

**藤原** 便利さを追い求めて本当に便利になったのか、私はその辺の価値観とかがどうも浮ついているというか、踊らされているというように思います。これは良いものだと言われれば、本当に良いのかどうかの価値判断を一人ひとりが全然しないままにわっと利用して……。

**神山** 化学物質の便利さの反対側に、人間が手を使って、頭使って、身体使って、それで生きていくのがどんなに素晴らしいかということ忘れて、化学物質に頼って便利になって暇が一杯できて、何やるの？ というところね。

**中下** 暇なんかできていないですよ？ かえって全然余裕がなくなっている、皆。何かおかしいですよ。

**藤原** ITで、パソコンに振り回されている。

**神山** 便利になって、余計忙しいのはおかしいじゃない？ 人間が幸福になるために化学物質はあるはずでしょ。

**立川** 僕がお役所のIT化についていつもおかしいと言っていることがあるの。ITっていうのはフラットな社会なわけよ。でも役所は相変わらず縦割りと上下関係。それとITっていうのは矛盾している。本当ならばフラットになって、個人個人がそれなりの責任と権限をもつようにならないとね。単に機械を入れるだけではIT産業が儲かるだけ。

**中下** 基本的に日本はまだまだ「タテ社会」ですからね。中根千枝さんの指摘からあんまり変わっていない<sup>(注4)</sup>。

**立川** いずれにしても、ものすごく大きな転換点だね。10年かかるか半世紀かかるかわからないけれど、間違いなく変わるだろうね。その時にどう変わるかについて、一人ひとりの責任は重いよね。

**中下** 問題は、それまで地球の環境がもつか、ということですね。

**立川** 温暖化ガスだって、半分か3分の1にしようなんていう動きがもう出始めている。

**中下** それでなければ地球がもたないでしょう。人類は、自然の内的論理に添ったライフスタイルへと



転換しなければならない。それも、短い期間のうちに。かなりドラスティックに変わらないと存続できないでしょうね。

**立川** 日本は一番先ではないかもしれないけどね。

**神山** 一番最後ですよ（笑）。微調整の国ですからね。まあまあ

まああって、和をもって尊しとなすの国なので。

**立川** お役所との付き合い方には工夫があるんだよね。

## パブリックコメントと行政評価

**神山** ところで、パブリック・コメントがようやく行政手続法上の制度になりました。今後は、せっかくの市民からのコメントを役所が聞きっ放しにしているという状況を変えて行かなくてはならないと思います。何らかの措置を求める権利、義務付け訴訟、異議申立などができるような行政の手当がないと何も変わっていきません。

**藤原** あと、いま政策評価<sup>(注5)</sup>も始まっているんですけど、あの政策評価自体ももう少し何とかパブリックの側からアプローチできるようにしていかないと……。

**立川** 共同参画だね。つまり、情報提供だけではなくて、意思決定にどれだけ噛めるかという。

**神山** あとウォッチングをきちんとやる団体が必要ですよ。

**藤原** 前の行政監察局が各省への勧告という形でやってきたことを、今総務省が政策評価でやっていますよね。総務省が、ある政策について、日本の取り組みはどうなっているのかを横断的に行政監察し、政

策評価をして、勧告をすることができる仕組みがあるわけだから、国民会議として、これに働きかけて、実態調査をさせ、勧告させるということも考えられると思います。

神山 昔から行政監察はいいことやっているんですよ。残念ながら効果がないけれど。

藤原 例えば、廃棄物関連では3回もやっているんです。最初の監察については新聞も取り上げていたんですけども、数年後にフォローアップ調査をして不十分だということで再勧告をやったときには、新聞が全然取り上げないから、どうなったのかが市民に分らないままになってしまう。勧告に従っていないという事実がもっとオープンになっていくように、国民会議でフォローした方がいい。

立川 日本は、本当の意味で評価をした歴史がない。だけれどもこれは必要なですね。大切なのは、作文の中身ではなくて、評価の結果として何が変わったかということなんだよ。小さいことは変わる、でも大事なことは変わらないというのが現状だね。

藤原 政策評価をパブリックの側でやれるようにしたいですね、市民イニシアチブでね。

立川 市民がコメントした結果、目に見えて変わってきたとか、アクションとつながらないとだめだね。

神山 どういう国家を目指すのか、というビジョンがないですから。やはりそういうものをつくっていかないと。

立川 話はでかすぎるんだけど、でもやっぱりそこ

を言わざるを得ないね。末梢的なことばかりをやっていたらだめだと僕は思う。



当日ご欠席だった森千里副代表に、化学物質問題の現況、緊急・当面の課題、国民会議の今後の取り組み等についてのお考えをうかがいました。

森 化学物質問題に関する警鐘の時期から、具体的に実践可能な対応を始める時期になったと認識しています。

子供や次世代への健康影響に関して、多くの人に認知してもらい、その対応を行動として起こす必要があると考えています。

国民会議としては、関連するNPOと連携できる所は連携を保って活動するとより大きな活動になると思います。

2004年7月に設立したNPO「次世代環境健康学センター」<sup>(注6)</sup>も、未来世代のための化学物質の健康診断プロジェクトや、住環境から極力化学物質を削減した街づくり「未来世代のための街づくり・ケミレスタウンプロジェクト」を進めておりますので、今後とも、会員の方のご参加・ご協力を期待しています。

いま、私は、後継者をつくるための人材育成の大事さを実感しており、環境健康学トランスレーター育成事業を始めましたが、今までのところ予想以上に好評です。資格を取られた方の今後の大いなる活躍を期待しております。

注1：詳しくは、本誌「遺伝子組換えイネとディフェンシン耐性菌の問題」をご覧ください。

注2：EUの新しい化学物質政策（詳しくは化学物質問題市民研究会 [http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/eu\\_master.html](http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/eu_master.html)をご覧ください）

注3：国民会議ニュースレター28号、31号の黒田さんの記事をご覧ください。国民会議HPでもご覧になれます。

注4：中根千枝東大名誉教授「タテ社会の人間関係——単一社会の理論」講談社現代新書

注5：中央省庁改革の一環として平成13年1月に導入された総務省が各府庁の政策を評価する制度（制度の概略は総務省 <http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-top.htm>をご覧ください）

注6：環境改善型予防医学という新しい視点から、研究（環境要因の影響実態調査、影響メカニズムの解明など）、環境改善型予防医学を指導できる人材の育成、社会への正しい情報の発信、国際協力の推進を行うことで、21世紀を担う次世代の健やかな発育・発達とQOL（生活の質）向上を目的とする森さんが理事長をされている特定非営利活動法人。詳しくは、<http://jisedainpo.hp.infoseek.co.jp/>をご覧ください。

# 国民会議総会記念「食品の重金属汚染分科会」報告

国民会議副代表 神山美智子

昨年10月29日、中野サンプラザで総会記念の学習会がありました。立川代表の講演要旨は前号に掲載されていますので参考になさってください。

今回は、その後参加者と一緒に討議した各論の内容を紹介します。

当初は、幹事が作成した「食品と重金属を書き込んだ表」に参加者が○や×を付けるというワークショップを行う予定でした。しかし参加者が予想以上に多かったため、混乱を避けるため、この計画は急遽取りやめ、食品プロジェクトメンバーが各自分担当所の説明をすることにしました。

まずカドミウムについて、食品プロジェクト座長の森脇靖子さんが説明しました。米はなぜか新潟や秋田など米所の汚染度が高く、東京に住む人たちはそうした地域からの米を食べているため、世界一人体汚染がひどいというのです。農水省の調査では玄米における汚染の最大値が1.20ppmでした。米については厚生労働省が食品衛生法に基づいて作成している基準（1.0ppm）と、土壤汚染防止法に基づいて農水省が管理している基準（0.4ppm）があり、0.4ppm以上汚染されている米は農水省が買い上げて工業用の糊などに転用しています。

米の汚染原因は、水田の土壤汚染なのですから、同じ水田の米は同じ程度の汚染度を示します。そのため同じところの米ばかり食べず、あちこちのものを分散して食べた方がよいとのこと。しかし実家が農家のようないわゆる縁故米を食べている人は、毎回同じ米ですし、共同購入している人も同様です。非常に難しい問題だと思いました。

また、水産庁が行った調査で最も高い汚染濃度を示したのがスルメイカ内臓です。次がズワイガニ内臓、ホタテうろ、イカ塩辛、アワビ内臓、ホタテ卵、アカニシ（内臓含む）、ケガニみそ、サザエ内臓などとなっています。米の場合は、汚染度の最も高いと

されているものでも、1.2ppm程度ですが、スルメイカ内臓は96ppmですから、80倍の汚染度ということになります。ただし食べる量が圧倒的に違うので、身体に対する影響も違います。

その他植物では、ダイズ、小麦の汚染が高くなっていますが、休耕田の転換作物としてダイズを植えると、ダイズのカドミウム汚染まで高くなるのだそうです。考えてみれば同じ汚染土壌なので当然だということになります。

また森脇さんは、東京都が行った平成15年のPCB汚染調査についても報告しました。暫定規制値を超えたものはなかったという調査ですが、やはり高いのは内海内湾魚介類と魚介類加工品です。最も汚染度の高いのはスズキの0.46ppmで、次がハマチの0.32ppmでした。暫定規制値は3.0ppmです。

水銀については私が担当なので、厚生労働省の発表資料によって説明しました。厚生労働省はメチル水銀の摂取量を試算し、妊娠の可能性のある女性に、クジラ類やカジキ類、マグロ類の摂取を少なくするよう勧告しています。しかし厚生労働省が根拠とした20才以上の女性のマグロやクジラの平均摂取量が非常におかしいのです。日本人のマグロ好きは誰一人知らないものはありません。しかし0.55 $\mu$ g/kgという平均濃度のクロマグロの平均摂取量が35.7g、平均汚染濃度0.38（単位同上）のミナミマグロが35.7gで、汚染度0.49のエッチェウバイガイ40g、同じく0.37のイシイルカが96.4g、0.70のツチクジラが96.4g（いずれも1日）などとなっているのです。マグロ以上のバイガイ、マグロの2倍以上のクジラの摂取量などありえない数字ではないでしょうか。以前クジラ問題を扱っている人から聞いた話では、クジラの水銀汚染問題について厚生労働省と交渉したとき、クジラなど統計上平均摂取量が出てこないから規制できないと言われたのだそうです。

それなのに、マグロの汚染が問題になると、クジラの方がたくさん食べているという作為的な数字を出してくるのです。おかしかったのは汚染度0.35のヨシキリザメで、この摂取量が82.5gです。これは何でしょうと私が言ったところ、会場の参加者がカマボコ原料だと教えてくれました。カマボコはグチダと思っていましたが、サメだったのです。

続いて鉛を取り上げました。プロジェクトメンバーの中川泉さんは、ガラスの専門家なので、中川さんがクリスタルガラスと鉛について説明しました。クリスタルガラスというものは鉛が24~28%も含まれているのだそうです。クリスタルガラスの輝きは鉛という金属が入っているために出せるのだとか。クリスタルガラスを別名鉛ガラスとも言うそうです。クリスタルガラスも、ワインを飲む程度なら問題ないようですが、デキャンター（栓のついた食卓用のガラス瓶）に長期間入れておくのは問題が生じるおそれがあるそうです。クリスタルガラスは割れやすいので、洗ったらそのまま伏せておいたりせず、柔らかい布で拭くこと、また耐水性も耐酸性も耐アルカリ性も弱いので、食品の保存容器には適さないとのことでした。

また陶器も、飲み口に模様のあるものは鉛が溶け出すおそれがあるので、口を直接つける箇所にはなるべく模様のない器を選んだ方が良いでしょう。

普通のガラスにも着色剤としていろいろな重金属が使われており、黄色のガラスにはカドミウムを使うとの報告でした。

最後に、コーデックスのカドミウム国際基準について、参加者で討議しました。コーデックスは、国際食品規格を作る国際委員会で、米の基準を0.2ppmにしようとしています。EUも0.2に賛成していますが、日本の農水省がわざわざ人の健康に有害という明白な証拠はないなどという英語の論文を提出して、

0.4にさせようとしているのです。これをどうしたら0.2にさせられるかという問題です。

もし0.2にしたら、農水省が買い上げる量が増えるので、支出も大変です。さらに水田の土壌改良をしなければいけないので、その費用も膨大になるから、農水省は反対しているのだらうという意見が出ました。これに対し立川代表が、カドミウムを吸い上げないような栽培技術を確立していくしかないのではないか、という意見を出しました。

なおアジア学院の田坂興亜さんは、足尾銅山の影響を、渡良瀬川流域で調査したことがあるが、この流域ではカドミウム汚染がひどかったことなども報告されました。

また各種調査の中に、卵のデータがないという問題が提起され、国民会議が自前で調査すべきではないかという意見も出されました。これに対し、自前のデータをもつことは必要だが、その前に、東京都消費生活条例に基づく調査の申し出をして、都に調査してもらうべきだという意見も出されました。これには賛成者が多かったので、食品プロジェクトと一緒に活動している食の安全・監視市民委員会と連名で、東京都に卵と魚卵につき、カドミウムなど重金属汚染調査の申し出をしました。

都の担当者からは、まず直接会って内容を確認したいという連絡が入り、1月30日に消費生活調査係へ出向きました。東京都がこの申し出を受理して調査し、データが出てくると、さらに活動が深まると思います。

今後も原則として毎月会合を持つことにしています。多くの会員の方が食品プロジェクトに参加してくださることを希望します。

# 遺伝子組換えイネと ディフェンシン耐性菌の問題

弁護士 柳原 敏夫

## 1、今回の遺伝子組換えイネの実験の概要

新潟県上越市の中心部にある北陸研究センター（農水省の元研究機関。現在は独立行政法人「農業・生物系特定産業技術研究機構」の一部門）では、昨年2005年から、遺伝子組換えイネの野外実験が地元住民と自治体の反対を押し切って強行され、そこで、その中止を求めて反対市民から裁判が起こされました。ここでは、この実験の最大の問題であるディフェンシン耐性菌について述べます。

人も含めてすべての動植物はディフェンシンという殺菌作用を持つ蛋白質を持っています。そして、ディフェンシンはディフェンシン遺伝子から作られます。今回の実験は、下の図の通り、そのディフェンシン遺伝子をカラシナという植物から取り出して、それをイネの遺伝子に組み込んで常時ディフェンシンを生産するようにしたものです。これでなにがうれしいかという、その大量のディフェンシンにより、イネの病害であるいもち病や白葉枯病の病原菌を殺菌できるからです。その上、これまでみたいに大量の農薬を使わずに、なおかつ農薬の散布・管理といった手間もかけずにイネ自身の手で自動的に、複数の病原菌を退治してしまおうというもので、環境に優しく、おまけに経済的効率もいいという、これぞ錬金術のような画期的な発明品！ というのが開発側のうたい文句です。

## 2、今回の実験の落とし穴

開発側の歓声にもかかわらず、この実験には重大な陥穽がありました。それは、環境に優しく、なおかつ経済的効率抜群という錬金術のようなお話も、実は、殺菌作用を持つディフェンシンを常時生産して、常時、イネから放出して病原菌を殺菌しまくる、という至って単純なカラクリで

しかないからです。それは、イネ自身の手で殺菌作用を持つタンパク質を散布するという点だけが新しく、それ以外は農薬の大量散布という従来 of の仕組みと比べて何の進歩もありません。従って、農薬の大量散布に対して、病原菌、昆虫、雑草が農薬に対する耐性を獲得した（農薬で死ななくなる）ように、この実験によっても、早晩、病原菌がディフェンシンに対する耐性を獲得することが予想されました。

ところが、ディフェンシンに対する耐性を獲得した病原菌（以下、ディフェンシン耐性菌と言います）は、農薬に対する耐性を獲得した病原菌、昆虫、雑草などと比べて、次の節で述べるように、人の健康、生態系全体に深刻な影響を及ぼす可能性があり、その問題が世界中の研究者の間で憂慮されています。

事実、既に、室内実験でディフェンシン耐性菌が出現したという外国の報告例があり、北陸研究センターの実験チームもこのことを知っていて、自分たちの論文に堂々と記載すらしていました。

## 3、ディフェンシン耐性菌の危険性について

最近の「抗菌」グッズの流行で、抗菌作用を持つディフェンシンも脚光を浴びるようになりましたが、その研究は始まったばかりで、まだ分からないことが多いといわれます。

今、次第に明らかになってきたのは、ディフェンシンは動植物が病原菌から身を守る生体防御の最初の防壁（皮膚・粘液層・細胞壁）で殺菌の働きをするもので、感染予防の第一線で大きな役割を果たしているタンパク質だということです。また、エイズに感染しながら長期間発症しな



北陸研究センターのHPより

い人がいるのですが、それは $\alpha$ -ディフェンシンを作ってエイズウィルスの活動を押さえていることが最近の研究で明らかにされました。

だからもし、ディフェンシンに対する耐性菌が出現すれば、生体防御の最初の防壁でこの戦士（タンパク質）はまったく使い物にならず、その結果、この耐性菌は、動植物への強力な感染力を持つことになり、人を含む自然界と生態系に大変な脅威をもたらすのではないかと懸念されています。さきほどのエイズ患者も短時間でエイズを発症して死亡することが考えられます。それはまた、昨今深刻な問題になっている抗生物質の耐性菌に比べてとき、こちらは、抗生物質を使用しなければならぬ特定の状況のときにだけ耐性菌が問題となるのに対し、ディフェンシン耐性菌の場合、誰でも普段の生活で直ちに生体防御に支障をきたす——或る微生物の研究者は、人類の滅亡にもつながりかねない問題と警告する——極めて深刻な問題です。そして、今回の野外実験はまさにこの問題が問われているのです。

#### 4、北陸研究センターの態度

最近まで農水省の研究機関であり、今回の実験のことを自ら「国家プロジェクト」と豪語して憚らない北陸研究センターは、このディフェンシン耐性菌の危険性の問題について、本来、市民の納得がいくようにきちんと説明を果す責任があります（説明責任）。

しかし、残念ながら、昨年の裁判の中で、北陸研究センターは、《耐性菌の出現の余地は科学的になく、また実際耐性菌の出現についての報告もない》（答弁書12頁）と「偽装」の主張を行ない（のちに、耐性菌の出現を報告した論文が判明したからです）、その上、《万が一ディフェンシン耐性の菌が出現したとしても、現行農薬に対する耐性菌ではないため、現行農薬で十分対処できる》と、世界中の研究者たちが「人を含む自然界と生態系に大変な脅威をもたらす恐れがある」と指摘している問題を、単にイネの問題としか捉えず（しかも、農薬をまけば問題ないとは、一体「環境に優しい」というセンターのうたい文句はどこに行ったのか！）、挙句の果てには、《本申立は、本実験を批判し、批判を喧伝する手段の一つとして行われたとしか考えられず、手続を維持するだけの法律上の根拠は全く認めることができない。いずれにせよ、本申立においては、そもそも一般的な高等教育機関で教授ないし研究されている遺伝子科学の理論に基づいた主張を展開しているものではなく、遺伝子科学に関し聞きかじりをした程度の知識を前提に特定の指向をもった偏頗な主張を抽象的に述べてい

るに過ぎず、また法的に考察しても非法律的な主観的不安を書きつらねただけのものとしか評価しようがなく、債務者としてはかような仮処分が申し立てられたこと自体に困惑するばかりである》（答弁書19頁）と、素人の聞きかじりの知識による裁判のために、崇高な国家的プロジェクトが妨害されるのは心外極まると言わんばかりの高圧的な態度を表明しました。

これこそ、総論はHPなどで「適切な情報公開・提供に努めます」と美しいコトバを表明し、各論でいざ実際の実験の危険性を指摘されると、手の平を返したように「特定の指向をもった偏頗な主張を抽象的に述べているに過ぎず……かような仮処分が申し立てられたこと自体に困惑するばかりである」と開き直って見せる欺瞞的態度の典型例というべきものでしょう。

#### 5、裁判所の判断

申立人は、予見不可能性と回復不可能性を特質とするGM事故の防止という観点から、本野外実験の危険性を明らかにしました。しかし、一審裁判所は、ディフェンシン耐性菌の問題について、短時間で細胞分裂をくり返して爆発的に自己増殖するという生物特有の性質を見落とし、耐性菌を従来の化学物質などと同一レベルで考えるという誤りを犯し、なおかつGM事故における「疑わしきは罰する」という予防原則の適用の必要性を全く理解せず、専ら伝統的な事故の枠組みの中で、ディフェンシン耐性菌の危険性を判断して、申立人にその危険性の証明がないとして申立を却下しました。

さらに、二審では、ディフェンシン耐性菌の問題について申立人が北陸研究センターの主張には根拠がないことをことごとく明らかにしてみせたにもかかわらず、裁判所は、これを明らかにした微生物の専門家たちの意見書を「杞憂」にすぎないと断定して退けました、一言の理由も示さずに。

そこで、これを読んだある研究者の人はこう言いました——こんな非科学的な判決で、人類の将来が脅かされるのかと思うと、ものすごい憤りを感じます。

今、人類と生態系の存亡に関わる危険な実験が、こうしたヤバな科学研究者の人たちの手で強硬に推し進められていることを、我々市民は是非とも注視＝中止していきたいと思います。

※HP「禁断の科学裁判」<http://ine-saiban.com/>

# 課題を残したままアスベスト新法が成立

国民会議事務局長 中下 裕子

アスベスト新法が、去る2月1日に衆議院を、同月3日に参議院をそれぞれ通過し、成立しました。新法は、①被害者救済法案と、②建築基準法等の改正法案とから成り、一括で審議、採決が行われました。政府案に対しては、民主党、共産党から修正案が提出されましたが、自民・公明両党の賛成多数で原案通り可決、成立しました。

今回の法案は、アスベスト被害発生についての国の責任を認めたものになっていません。①の救済法案の性格は、被害の賠償ではなく、一種の見舞金を支給するというもので、給付水準は労災に比して著しく低いものになっています。また、②の今後の被害拡大防止対策についても、既存法令の一部改正にとどまっており、到底、抜本的対策といえるものではありません。

国民会議では、この問題が俄に社会問題化した昨年8月に、アスベスト対策チームを設置し、抜本的な対策の実現を旨として活動を行ってきました。同年9月には「アスベスト対策基本法の立法提言」を作成し、立法・行政に提出しました。また、昨年末の12月27日に関係閣僚会合から発表された「『アスベスト問題』に係る総合対策」に対しても、意見を取りまとめ、本年1月23日に衆・参両院の議員に配布して要請行動を行いました。

周知のように、アスベスト問題については、従来から、「石綿対策全国連絡会議」を中心として精力的な運動が続けられています。国民会議も同連絡会議の活動に全面的に協力してまいりました。会員の皆様にもご協力をお願いしておりました署名活動につきましては、お蔭様で、100万人を大幅に上回る181万余筆（1月30日現在）もの署名が集まりました。

また、1月30日には、同連絡会議主催の「100万人署名達成！なくせアスベスト被害、国民決起集会」が日比谷公会堂で開催されました。約2500名の参加者があり、会場は熱気で溢れていました。集会には、



民主党、共産党、社民党の国会議員も多数参加され、この問題に取り組む決意を表明されました。国民会議からも事務局長が来賓としてアピールを行いました。患者さんやご遺族の方からは口々に無念さを訴えるお話があり、会場は涙と国の無策に対する怒りに包まれました。

集会に引き続き、デモ行進が行われました。患者さんやご遺族の方々は遺影を掲げての行進でした。途中、衆・参両院の議員面会所で請願書を手渡しました。民主党、共産党、社民党の多くの議員が直々に出迎えてくれました。

今回の法案は補正予算にかかるため、十分な審議が行われないまま、短期間のうちに国会を通過してしまいました。しかし、法案には多くの問題点があり、また、潜伏期間を考えても、今後も相当長期間にわたって被害者が発生し続けることは避けられません。その意味で、私たちは、今後も法律の実施状況を注意深く監視するとともに、二度とこのような失敗を繰り返さないためにも、抜本的対策の実現を求めて、粘り強い運動を続けていかなければならないと思います。皆様のご支援、ご協力をお願いします。

# 地球を汚染するテフロン化学物質 PFOS/PFOAの問題

化学物質問題市民研究会 安間 武

<http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/index.html>

## ■米デュボン社 報告義務違反で罰金

米環境保護局（EPA）は、デュボン社のテフロン製造に用いられるフッ素化合物、パーフルオロオクタン酸（PFOA）の健康リスクに関する報告義務違反で、同社に1,650万ドル（約18億円）の罰金を科すことで、2005年12月14日に和解しました。これはかつてEPAが科した最高額の民事過料です。

米有害物質管理法TSCA 8条の（e）では、人の健康や環境に害を与える重大なリスクがあると結論するに足る合理的な知見については15日以内にEPAに報告しなければならないと定めていますが、デュボン社は、1981年にヴァージニア西部にある同社のテフロン工場で調査を行って、妊娠中の従業員の胎児にこの化合物が移行するという結果を得ていた事実を隠していたのです。さらに、1991年には、PFOAが近隣の2つの町の1万2000人に供給される上水道を汚染していたという事実をEPAに報告していませんでした。

デュボン社は、同社のウェスト・バージニア州パークスプリング工場の近くのオハイオ州とウェスト・バージニア州の飲料水をPFOAで汚染したとして訴えられていた集団訴訟を和解したばかりです。

## ■テフロンや防汚・防水・撥油加工に使用

PFOSやPFOAなどの過フッ素化合物類は、人々が便利に使用しているこげつき防止のテフロン加工調理器具、汚れのつかない家具や敷物、防水加工のレインコート、撥油加工の紙製食品容器などに使われていますが、1990年代になって世界中でヒトや動物の血液を汚染している有毒で、その一部はPFOAに分解する非常に残留性の高い化学物質であるとして注目されるようになりました。

PFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸）は3M社の防汚及び防水用の“スコッチガード”の成分として数十年間使われてきましたが、残留性、生体蓄積性、及び有毒性の懸念があるとして、EPAと3M社の討議を経て、3M社は2000年にPFOSの製造をやめました。

その直ぐ後に3M社は関連する過フッ素化合物であるPFOAの製造を中止し、PFOAのライセンスをデュボン社に売却しました。デュボン社は半世紀にわたり“テフロン”の製造にPFOAを使用しています。

## ■米EPAとNGOの取り組み

EPAは、PFOSで得た知見により、「PFOAは環境中で非常に残留性があり、環境中及び一般のアメリカ人の血液中に低濃度で見いだされている。研究によれば、PFOAは実験動物に発達障害やその他の有害な影響を引き起こすことがある。PFOAはまた、人間の体内に長い間残留

するようになる。これら要素の全てを総合して、現在見出される濃度で、又は今後PFOAが環境中に放出され続けて将来達するであろう濃度で、PFOAが人間の健康と環境にリスクを及ぼすかどうかを早急に調査する必要があると判断した」として、PFOA及び他の同様な化学物質についての検証を2000年に開始しました。

2005年6月、EPAに意見を進言しているEPA独立科学委員会は、PFOAはヒト発がん性があるらしい（likely human carcinogen）と報告しました。EPAはこの報告書を検討中であり、またPFOAの曝露経路も調査中です。

EPAは本年1月25日、PFOA及び分解してPFOAになるフッ素化合物の排出削減と製品中の残留を2010年までに95%削減し、2015年までに曝露源を除去するよう取り組むことをデュボン、3M、アサヒガラス、ダイキンを含む8社に要請しました。これは画期的なことです。

アメリカの環境団体、エンバイロンメンタル・ワーキング・グループ（EWG）は、2003年4月に『地球を汚染する過フッ素化合物類PFCs』という報告書を発表しましたが、それ以前からこの問題に総力をあげて取り組んでいます。化学物質問題市民研究会もウェブサイト「地球を汚染するフッ素化合物」というページを設け、主にPFOAに関する情報を発信しています。

## ■カナダ、ヨーロッパ、及び日本の対応

カナダは2004年に防汚・防油・防水に使用され、その一部はPFOAに分解すると言われるフッ素テロマー4種類を暫定的に2年間禁止しましたが、現在、関連する他のフッ素化合物も全てを禁止することを検討中です。

EUでは欧州委員会が2005年12月5日にPFOSの市場売買と使用の制限規制案を発表しました。スウェーデンのKEMIはPOPs条約にPFOSを加えるよう提案しています。

日本の化審法ではPFOSとPFOAは第二種監視化学物質（既存、新規化学物質、難分解性あり、高蓄積性なし、人への長期毒性の疑いあり）に指定されていますが、規制はありません。PRTR法及びJapanチャレンジプログラムではPFOS、PFOAともにリストに挙げられていません。

有害で極端に難分解性のPFOSやPFOA等の過フッ素化合物類が環境中に排出され、世界中で環境、野生生物そしてヒトを汚染しているということは恐ろしいことです。日本政府もPFOSやPFOAなど過フッ素化合物類に関し、使用中の製品や廃棄処理時の環境放出も含めて、製造、製品、発生源、最終分解成分、曝露経路などの調査及びリスク評価を行い、必要な措置を早急にとるべきです。

# 高濃度のダイオキシン類等の汚染に曝<sup>さら</sup>される住民や園児の健康は大丈夫だろうか!?

～東京都北区豊島五丁目地区ダイオキシン土壤汚染問題～

ダイオキシン委員会（常任幹事） 藤原 寿和

## はじめに

東京都北区にある豊島五丁目団地が、昨年1月以来、団地内やその周辺の工場跡地の土壤が高濃度のダイオキシン類や重金属類によって汚染されていることが判明し、大きな問題になっています。団地内には保育園もあり、その園庭からも土壤の環境基準(1000pg-TEQ/g)を超える高濃度のダイオキシン類が見つかったため、直ちに園は閉鎖され、それ以来現在に至るも使用できない状態が続いています(写真1参照)。



写真1 閉鎖された豊島東保育園の園庭

この団地のある場所は、1968年(昭和43年)ころまで日産化学工業という農薬などの化学薬品を製造していた工場が操業していたところで、その後、旧日本住宅公団(現・都市再生機構)が土地を取得し、約5000戸の公団住宅として整備されたものです。

実はこの団地の土壤汚染は、今にはじまった問題ではありません。1975年(昭和50年)10月4日及び5日付の日刊紙は、「日産化学跡地に建設された住宅公団豊島五丁目団地内の学校が水銀、カドミウム、ニッケル等で汚染されている」と一斉に報道されたことがありました。当時、私(筆者)は、江東・江

戸川一帯の日本化学工業による六価クロム鉍滓の市街地投棄埋設による土壤汚染問題に関わっていた関係で、直ちに豊島五丁目団地に調査のため訪問したことがありました。まさかその時には、今日のダイオキシン類等による汚染問題が起きるとは思いも及びませんでしたし、30年経って再びこの団地を訪問することになるとは……。実に感慨深いものがあります。

## 発端

さて、今回のダイオキシン類等による土壤汚染が発覚した発端は、昨年1月から2月にかけて、北区が豊島五丁目団地に接する旧豊島東小学校の跡地利用のため、土壤調査を行ったところ、地表下1mから環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことがきっかけでした。そのため、北区では昨年3月に豊島五丁目団地内及び近隣の区有施設10カ所の表土の土壤調査を行い、その結果が4月19日にはじめて新聞等で公表されました。実は、それ以前からこの団地周辺ではダイオキシン類による土壤汚染のことはわかっていたのです。それは、一昨年(平成16年)12月、豊島四丁目にあった日本油脂及びコス



写真2 覆土工事が行われた汚染地(06年1月22日、筆者写す)

モ石油が都市再生機構に土地を売却するに際して、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第116条に基づく土壌調査を実施したところ、最大値で日本油脂跡地から6600、コスモ石油跡地から何と20万pg-TEQ/gという極めて高濃度のダイオキシン類が見つかったもので、12月21日には会社による住民説明会も開催されていたのです。

北区及び都市再生機構では、汚染が発覚した昨年4月中に、応急的に土壌が露出している部分はシートを張って立ち入り禁止にするとともに（写真2参照）、保育園の保護者や団地住民に対する説明会を開催するなどの対応策を実施しています。

## 拡大する汚染

その後の経緯については、以下に年表風に紹介しますが、調査区域や調査深度が広がるほど、深刻な高濃度ダイオキシン類汚染と土壌基準を超える重金属類の汚染実態が明らかになっています。

05年4月27日 北区と都市再生機構による住民説明会

05年6月14日 都市再生機構が豊島五、六丁目地区のダイオキシン類調査結果を公表。57地域中7地域が基準超過。北区「豊島地区ダイオキシン対策本部」を設置。

05年6月18日 としま若葉小学校で都市再生機構による住民説明会（筆者出席）。

05年8月15日 豊島五丁目団地都市再生機構用地の深度調査で基準の19倍のダイオキシン類検出。

05年8月19日 豊島五丁目団地の旧豊島東小学校校庭地下から基準の240倍のダイオキシン類検出。

05年9月23日 豊島五・六丁目地区のダイオキシン類土壌汚染調査についての説明会。各所で基準を上回るダイオキシン類検出。

05年9月30日 都市再生機構が豊島五丁目団地内の重金属等による土壌汚染調査結果公表。9カ所中6カ所で鉛が基準値オーバー。

05年11月10日 都市機構が土壌調査結果を公表。基準の230倍のダイオキシン類検出。鉛は11.3倍、ヒ素2.7倍。

05年11月19日 北区、都市機構が住民説明会開催。

05年12月7日 北区、東京都に対してダイオキシン類特措法に基づき土壌汚染地域指定の要請。

05年12月27日 東京都環境審議会水質土壌部会開催される。

06年1月17日 豊島東保育園の重金属類土壌汚染調査結果発表。鉛が基準値の5.53倍検出。

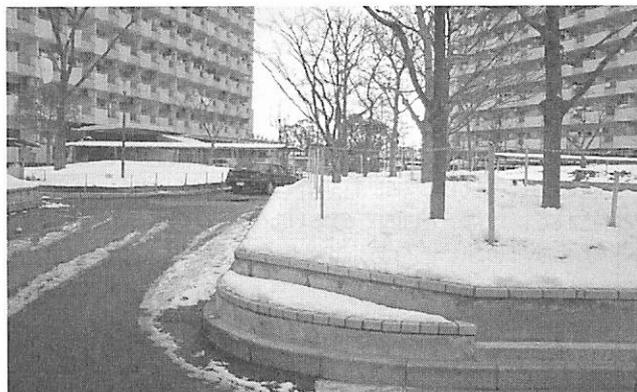


写真3 応急措置が施された団地内

## 北区、住民の健康影響評価の実施

団地住民、とくに汚染された保育園に園児を預けてきた保護者らの強い要望により、北区は昨年9月26日、「北区豊島地区ダイオキシン類健康影響評価検討委員会」を設置し、昨年10月30日に第1回委員会を、今年1月22日に第2回委員会を開催して、専門家の意見を聴取しながら健康調査を進めることにしています。2回目の委員会で、公募の結果、約150名の希望者に対する健康調査を実施することになりました。

## ダイオキシン特措法による指定

また、北区は、東京都に対して、ダイオキシン類対策特別措置法による地域指定を受けるため、昨年12月7日に東京都に対して要請をしました。この「地域指定要請」を受けて、東京都では昨年その第1回目の委員会が昨年12月27日に開催され、指定に向けての動きがはじまっています。

以上、これまでの経過を紹介してきましたが、汚染実態と住民への影響については今後明らかになってくると思いますので、今後ともこの紙面で紹介していきたいと思います。

〔追記〕2月13日、全国で4番目の地域指定が決まりました（東京都方針）。土壌調査結果の詳細は、北区役所のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.kita.tokyo.jp/dioxin/index.htm>

## ◎事務局から

トリノオリンピック真最中で、寝不足の日が続いています。事前の期待に反して、2月19日段階で日本選手団のメダルはゼロ。日本選手団の不振の原因は、実は宿舎がシックハウスのせいかも、という話があるのをご存知でしょうか(日刊スポーツ2月15日)。スノーボードなどの代表が宿泊している選手村の施設が、突貫工事の新築のため、どの部屋もシンナーのにおいが充満。ほとんどの選手が毎朝、頭痛を訴えているというのです。オリンピックには複数の選手村があって、この選手村が最後に完成したものということらしいです。どの選手村に入れられるかで、健康状態に変化が起きるとするとフェアではないですね。そういえばスピードスケートの岡崎朋美選手がトリノ入りして風邪を引いたといっていたのも、実はシックハウスなのでは?なんて疑惑も出てきます。このニュースレターでも紹介しているEUの新しい化学物質規制REACHが実現されていけば、EU内でのオリンピックの選手村は健康住宅になっていくのでしょうか。しかしとりあえず今度のオリンピックは北京。ちょっと心配ですね。

## ◎活動報告 (06/1~06/2)

1月12日 常任幹事会開催  
 1月23日 「[アスベスト問題に係る総合対策案]に対する意見書」を提出。関係国会議員と面談  
 1月30日 「100万人達成!なくせアスベスト被害、国民決起集会」に中下事務局長が来賓として出席。その後、デモ行進  
 2月9日 常任幹事会開催  
 2月21日 「環境省化学物質と環境円卓会議」に中下事務局長が出席

## 編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

## 『ニュース』

国民は主権者であり、国の主人公といわれるが、国内外のニュースについては、一方的にマスコミから流される報道の受け手である。

そこで「マスコミの世論操作」が出てくる余地がある。

昨年、「アスベスト被害」や「姉歯事件」などが大きく報道された。20年以上も前の石綿の影響が出るのではないかと、また、自分の住んでいるマンションは大丈夫なのか、などと国民の間に不安が広がった。耐震偽装マンションについては、政府の要人からは、そのことをあまり追及すると景気に影響するなどという発言もあった。

年が変わって、突然「ライブドア問題」が持ち上がり、オリンピック報道と相まって、現在ではそれらが報道の中心となっている。

その上、鉄骨手抜きとは似て非なる「東横インの設計変更問題」も登場して、姉歯事件は、今や、非姉歯報道と共に、ニュースの中心からは遠避かろうとしているかのようだ。また、2月3日には、石綿救済新法が与党の賛成のみで急遽成立し、不十分な救済処置を講じただけで、今後の被害の発生の防止や、その原因や行政責任を追及することもなく、幕引きが諮られようとしている。

5、6年前も同じようなことがあった。

「奪われし未来」以後、世界中に広まった環境ホルモンのニュースは、'98年には国内ニュースのトップを占め、大手各紙やテレビは連日のようにこの問題を報道した(同じ頃、この「国民会議」も発足した)。

しかし、'01年に入ると、環境ホルモンは急速にマスコミから姿を消した。そして'05年には、環境省は環境ホルモン作用があると疑われる「67物質リスト」の廃止を発表した。

アスベストや耐震偽装建築工事も、環境ホルモンと同じく、民間の告発がきっかけとなり、また、それらは、住居と大気汚染・食品などという場面の違いはあっても、いずれも国民の日常生活の安全と健康に深く関わるものであり、しかも、容易にそれが発見されないという点でも共通している。突然流されてきたライブドア報道などのニュースは、アスベストや耐震偽装問題を横に追いやる意味で、グッド・タイミングであった。

国民はニュースの受け手の立場ばかりではなく、自らも告発をし続けなければならない。強力な報道手段を持たないため、それは非常にエネルギーを要する地味な活動ではあるが、非常に意味のあることであろう。この「国民会議ニュース」も、会員や読者の皆様の力に支えられて、貴重な足跡を残してきたといえるのではないだろうか。

ダイオキシン・環境ホルモン対策  
 国民会議 提言と実行  
**ニュースレター 第39号**

2006年2月発行

## 発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策  
 国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

## 編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

\* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>